

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公表番号】特表2014-530200(P2014-530200A)

【公表日】平成26年11月17日(2014.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-063

【出願番号】特願2014-531340(P2014-531340)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/165 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/22 (2006.01)

A 6 1 P 25/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/165

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/24

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月9日(2015.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

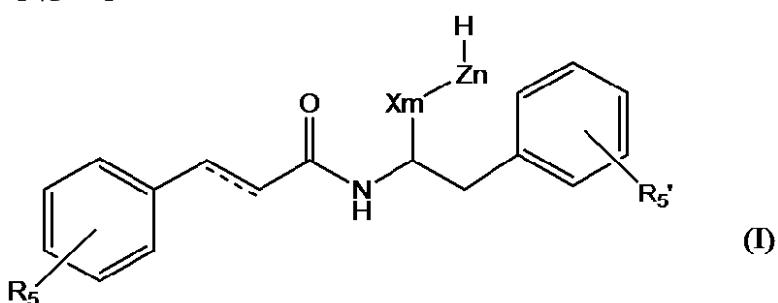
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情動障害の治療又は予防に用いるための化合物であって、下記一般式I:

【化1】



(式中、点線は、単結合又は二重結合を表し；R₅及びR_{5'}は、独立して、-H、-OH又は-OR₆であり、R₆は直鎖又は分枝鎖C₁-C₄アルキルであり；Xは、-CH₂O-であり、Zは、-CH₂CH₂O-、-CH(CH₃)CH₂O-又は-CH₂CH(CH₃)O-であり；mは、1であり；nは、1~3の整数である)

によって表されるか、又はその医薬的に許容される塩、プロドラッグ、代謝産物、若しくは水和物であることを特徴とする化合物。

【請求項2】

前記情動障害が、不安、うつ病又は強迫神経症である、請求項1に記載の化合物。

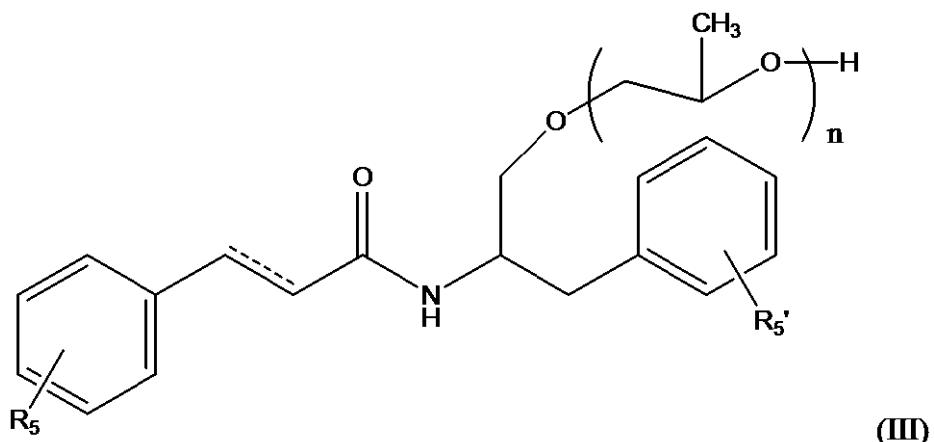
【請求項3】

Zが、-CH₂CH(CH₃)O-である、請求項1又は2に記載の化合物。

【請求項4】

前記化合物が、式III:

【化2】



(式中、n、R₅及びR_{5'}は、請求項1において定義した通りである)

によって表される、請求項3に記載の化合物。

【請求項5】

R₅が、H又はOHである、請求項1～4のいずれか1項に記載の化合物。

【請求項6】

R_{5'}が、H又はOHである、請求項1～5のいずれか1項に記載の化合物。

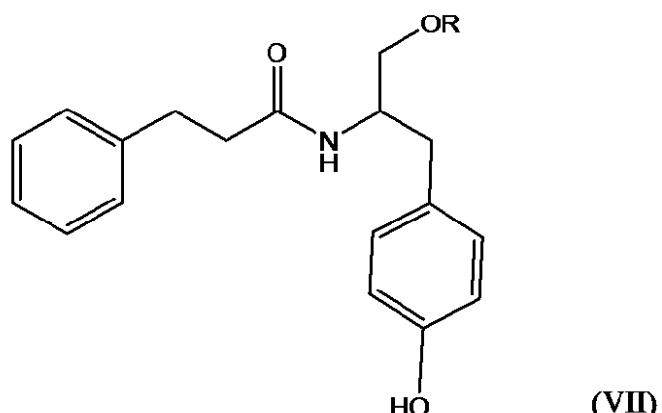
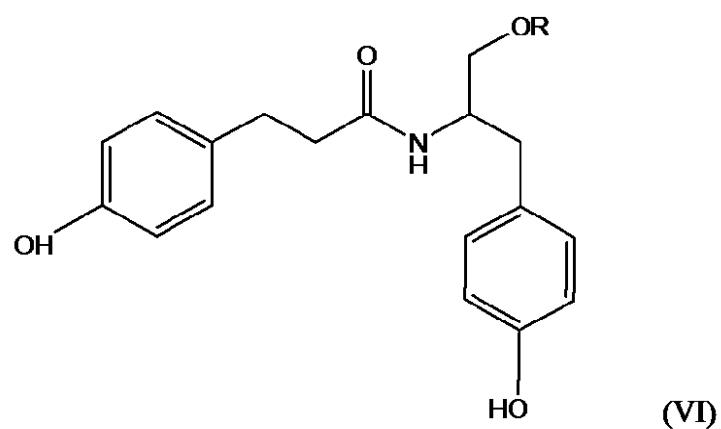
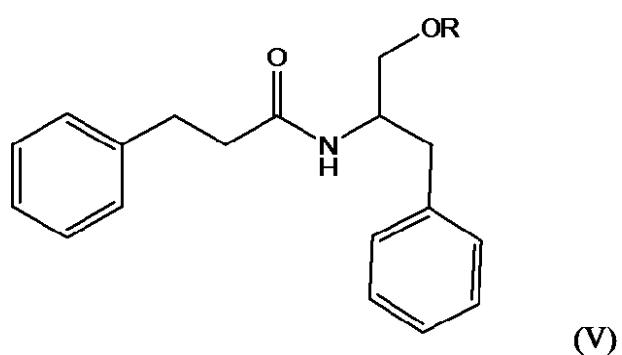
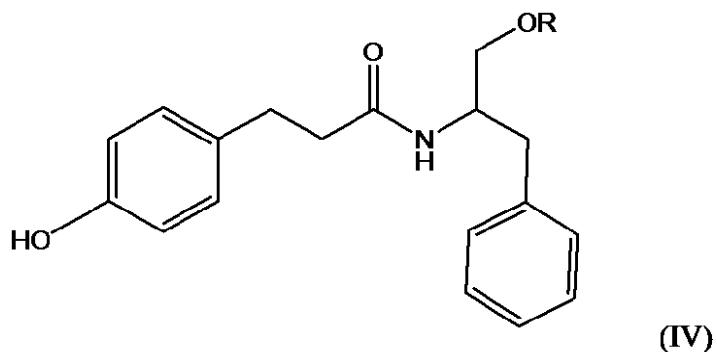
【請求項7】

nが、1～2の整数である、請求項1～6のいずれか1項に記載の化合物。

【請求項8】

化合物が、下記式IV、V、VI又はVII:

【化3】



(式中、Rは、n単位を有するポリアルキレンゲリコールポリマーであり、nは1～3の整数で

ある)

によって表される、請求項1に記載の化合物。

【請求項 9】

nが1～2の整数である、請求項8に記載の化合物。

【請求項 10】

情動障害の治療又は予防に用いるための医薬組成物であって、医薬的に有効な量の請求項1～9のいずれか1項に記載の化合物の1つ以上を、任意に1つ以上の医薬的に許容される賦形剤と共に含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項 11】

前記組成物が、前記1つ以上の化合物を実質的に純粋な形で含み、前記実質的に純粋な形が少なくとも95質量%の前記1つ以上の化合物及び5質量%までの遊離ポリアルキレングリコールからなり、前記形の前記1つ以上の化合物と前記遊離ポリアルキレングリコールとの全量が100質量%である、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記組成物が、前記1つ以上の化合物を部分的に純粋な形で含み、前記部分的に純粋な形が約5～60質量%の1つ以上の化合物及び約95～40質量%の遊離ポリアルキレングリコールからなり、全量が100質量%である、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記組成物が、単位剤形として製剤化されている、請求項10～12のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

経口投与のために製剤化されている、請求項10～13のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

前記組成物が、0.1～約500mgの1つ以上の化合物を含む単位剤形として製剤化されている、請求項10～14のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記組成物が、請求項1～9のいずれか1項に記載の複数の化合物を含み、前記化合物がそれぞれ異なるn値を有する、請求項10～15のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

前記複数の化合物のnの中央値が、n=1～2の範囲にある、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

治療有効量の請求項1～9のいずれか1項に記載の少なくとも1つの化合物を含む、不安又はうつ病の治療又は予防の必要があるヒト又はヒト以外の動物の患者において不安又はうつ病を治療又は予防するための医薬組成物。

【請求項 19】

前記1つ以上の化合物が、1.0mg～15gの一日量で投与されるものである、請求項18に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記1つ以上の化合物が、経口投与されるものである、請求項18又は請求項19に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

情動障害の治療又は予防に用いるための薬剤の製造における、請求項1～9のいずれか1項に記載の1つ以上の化合物の使用。